

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021年
(令和3年)
9月6日
第1121号



twitter

※緊急事態宣言の発令中は、全ての商工新聞を各戸に郵送でお届けします。

はかりの定期検査とは



商店や工場、運送業者、廃棄物処理業者、病院、調剤薬局などで取引や証明に使用されるはかりは、計量法により2年に1回の定期検査が義務付けられています。対象のはかりを使用している事業者は検査を受ける必要があります。検査は有料です。

検査には、指定の会場で行なわれる集合検査と、はかりの移動が困難な場合などが対象の巡回検査があります。さいたま市の集合検査は例年、9月から10月にかけて実施されています。

※商店等で量目を表記（明示）しないで、商品を小分けにするためのみに使用するはかりは検査の対象外です。

※定期検査を受けないと、計量法第173条の規定に基づき、50万円以下の罰金となっています。また未受検者に対しては、立入検査等が行なわれる場合があります。

検査についての詳しくは、さいたま市の計量検査所
TEL:048-652-6811 へお問い合わせください。

雇用調整助成金

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

9月30日まで延長されています

(12月末まで延長される可能性もあり)

※最終決定は厚生労働省の発表を確認してください

《予定表》

9/8(水) 三役会 15:00～

さいたま市 178億円の補正予算案

実現すれば事業者へ3回目の10万円給付

さいたま市は2021年度一般会計補正予算案を発表し、市内小規模企業者への一律10万円給付に14億6千万円を計上しました。実現すれば3回目の給付になります。

その他、プレミアム率30%の商品券に23億9千万円、キャッシュレス決済のポイント還元事業に6億1千万円を計上しています。

市議会9月定例会に案が提出されます。

新会員さんのお店紹介 「ワッフル工房 スマーケレク！」



ベルギー製の焼き台で焼き上げる本場のワッフルが味わえるお店です。プレーン300円から全部乗せ650円などメニューもいろいろ。現在は水・土・日曜に営業しています。

店名：ワッフル工房 スマーケレク！

住所：〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 2-596-6

営業日時：(水) 15:00～18:00

(土日) 11:00～16:00

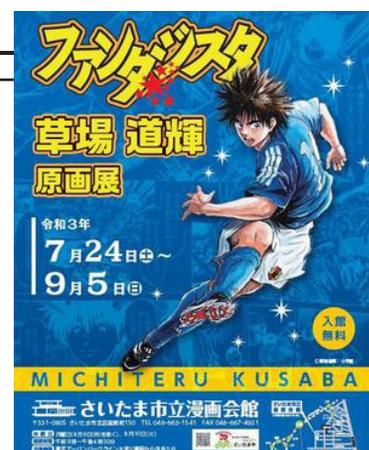
さいたま市北区 漫画会館 企画漫画展『ファンタジスタ』

「週刊少年サンデー」(小学館)にて1999年35号から2004年14号まで連載された、草場道輝さんによるサッカー漫画の原画が展示されています。

○日時：～令和3年9月5日(日)まで 9:00～16:30

○場所：さいたま市立漫画会館 企画展示室(さいたま市北区盆栽町150)

○入館料：無料



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉ブルーインパルスがパラリンピックで使ったスモークの染料が入間基地周辺の車約300台に付着。空自は損害賠償することを検討。

月次支援金を受給したら、
こちらでも申請出来ます！

埼玉県外出自粛等 関連事業者協力支援金

給付要件 ※制度内容が変更になる場合有。要確認。

1. 国の月次支援金の給付を受けていること。
2. 埼玉県に本店・住所を有する中小法人又は個人事業者等であること。
3. 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

給付金額：対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額

給付上限額：中小法人等 …… 50,000 円／月
個人事業者 …… 25,000 円／月

給付回数：1回限り（4月・5月・6月の3ヶ月分をまとめて給付）

申請期間：2021年10月15日まで

申請方法：電子申請または郵送申請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html>



埼玉県感染防止対策協力金

第12期 (6/21 ~ 7/11) 申請期限は 9月6日まで

第13期 (7/12 ~ 8/31) 申請期限は 10月29日まで

第14期 (9/1 ~ 9/12) 9月13日から申請開始予定 ※

必要書類（詳細は埼玉県 HP で確認してください）

- 申請書（県 HP からダウンロード）
- 本人確認書類のコピー（免許証など）
- 通帳のコピー（振込先口座の）
- 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- 営業に必要な許認可証のコピー
- 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- 売上証明（申告書・売上台帳等）※最低額申請の場合は不要



※第14期は早期給付が実施されます。申請期間は9月1日～9月8日。追加支給が発生しない場合でも9月13日以降に本申請をする必要があります。詳しくは県のホームページ「第14期：早期給付」で確認してください。

中小法人 最大 20 万／月
個人事業主 最大 10 万／月

月次支援金 自分が該当するか確認しよう！

給付対象：緊急事態又はまん防の影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同月比50%以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上（上限有り）

申請方法/期間 6月分は8/31まで、7月分は9/30まで、8月分は10/31まで、9月分は11/30まで

- ① 月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。
- ② ※登録確認機関による事前確認（事業の実態確認）を受ける。
- ③ 月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店 2F 予約 ☎ 0120-211-240

※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- 本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- 2019年分&2020年分の確定申告書（法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度の方）
- 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- 宣誓・同意書（月次支援金 HP で入手）

詳細はホームページを参照 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

QR コード

